

環境影響評価法及び福岡市環境影響評価条例の対象事業の比較

対象事業		法第1種	法第2種	市条例
道 路	高速道路	全て	---	全て
	自動車専用道路	4車線全て	---	全て
	大規模林道	2車線20km	2車線15km	---
	広域基幹林道	---	---	全て
	国道	4車線10km	4車線7.5km	4車線3km
	県道・市町村道等	---	---	4車線3km
ダム 等	ダム	100ha	75ha	10ha
	堰	100ha	75ha	10ha
	湖沼水位調節施設	100ha	75ha	---
	放水路	100ha	75ha	---
	河川工事	---	---	2級河川1km
鉄 道	新幹線	全て	---	---
	鉄道・軌道	10km	7.5km	1km
	その他	---	---	連続立体交差
飛行場		2,500km	1,875km	全て
ヘリポート		---	---	1ha
発 電 所	水力	3万KW	2.25万KW	---
	火力	15万KW	11.25万KW	5万KW
	地熱	1万KW	7,500KW	---
	原子力	全て	---	---
	風力	1万KW	7,500KW	---
廃棄物最終処分場		30ha	25ha	10ha
埋立・干拓		50ha超	40ha	20ha
土地区画整理		100ha	75ha	30ha
新住宅市街地開発		100ha	75ha	(その他の土地の造成)
工業団地造成		100ha	75ha	
新都市基盤整備		100ha	75ha	
流通業務団地造成		100ha	75ha	
港湾計画		300ha		150ha
運動場・レクリエーション施設建設		---	---	市街化区域 20ha
住宅団地造成		---	---	調整区域 10ha
土石の採取		---	---	特定区域※ 5ha
下水道終末処理場		---	---	5万人
ごみ焼却施設新設		---	---	200t/日
工場・事業場建設		---	---	5,000m ³ /日 4万Nm ³ /h 5ha
その他の土地の造成		---	---	都市計画法開発行為 市街化区域 20ha 調整区域 10ha 特定区域※ 5ha
その他の政令・規則で定める事業		都市再生機構等宅地造成 100ha	75ha	(その他の土地の造成)
				市長が審査会意見を聴いて特に必要と認める事業

※特定区域

(1)標高80m以上の地域

(2)ため池若しくは治水池(池面積が2,000㎡以上のものに限る。), 河川又は海岸(港湾区域を除く。)

(3)都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区, 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区, 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園, 文化財保護法第1項に規定する特別緑地保全地区, 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園, 文化財保護法律第249号)第25条第1項に規定する保安林